

○武蔵野大学学術機関リポジトリ規程

(平成28年 4月 1日)

改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 武蔵野大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、電子的形態の研究成果を一元的に収集・蓄積・保存し、研究成果を国内外に無償公開することで、本学の学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする。

(登録対象)

第2条 リポジトリに登録する学術情報は以下の要件を満たすものとする。

(1) 第3条に定める提供者が本学在籍中に、単独又は他と共同で作成した学術成果であること

(2) 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること

(3) 公序良俗、社会通念上、公開することについて問題が生じないものであること
(提供者)

第3条 リポジトリに学術情報を提供することができる者（以下「提供者」という）は、以下のとおりとする。

(1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生

(2) その他図書館長が特に認めた者

(提供者の責務)

第4条 リポジトリの登録に係る提供者の責務は、以下のとおりとする。

(1) 登録する学術情報が既に出版されている場合は、著作権処理を行っていること

(2) 登録する学術情報の著作権が提供者を含む複数の者に帰属している場合は、本学図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する全員より予め取得していること

(3) 登録された学術情報の内容について責任を負うこと

(登録)

第5条 図書館は、所定の届出手続きにより、以下のとおり登録する。

(1) 提供者は、所定の様式によるリポジトリ登録・公開届出書を図書館長に提出する

(2) 図書館は、登録届出された学術情報を複製し、リポジトリシステムに格納する

(3) 図書館は、登録された学術情報を無償で公開する

(4) 図書館は、保存、利用環境の保持及びセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録された学術情報の複製、媒体変換及びバックアップファイルを作成する

(登録の削除等)

第6条 リポジトリに登録した学術情報は、以下の場合に削除する。

(1) 学術情報の内容が他の者に帰属する著作権を侵害するものと判断されたもの

(2) 提供者が学術情報の削除を申請したもの

(3) 図書館長が、リポジトリに登録されていることが不適切と判断したもの

2 前項におけるリポジトリに登録した学術情報の削除の決定は、提供者及び関係する委員会等の意見を聴き、図書館長が行う。

(運営委員会)

第7条 リポジトリを推進するため、「リポジトリ運営委員会」（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は次の者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 図書館長

(3) 附置機関の紀要担当教員

3 委員長は学長をもって充て、委員会を主宰する。副委員長は図書館長を充てる。

4 委員長は必要に応じて構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究支援部図書館事務課が取り扱う。ただし、学術情報の収集については、教学事務部学務課、研究支援部学部事務課、教育企画部通信教育事務課が協力する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、リポジトリ運営委員会の意見を聴き、学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (第1条、第3条、第4条、第5条、第6条第1項、第9条改正、第6条第2項追加)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。